

「Society 5.0 の世界向け発信事業」に関する出展者の公募要領
(追加募集)

令和3年1月25日

1. 「Society 5.0 の世界向け発信事業」の趣旨と目的

内閣府では、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」である「Society 5.0」の実現に向け、科学技術・イノベーションに関する政策を推進しているところであり、今般、この我が国が目指す「Society 5.0」の未来像を世界に向けて発信すべく、その実現に資する最先端かつ独創的な科学技術を集結した展示会の開催を「Society 5.0 の世界向け発信事業」として計画しています。

本事業では、実機、映像、パネルの展示のほか、情報通信技術を活用した、フィジカル（リアル）展示とサイバー（バーチャル）展示により、内閣府が進めている「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」、国立研究開発法人等による研究開発成果の一端や、研究開発された科学技術を活用してどのような社会を目指しているのか、その未来像等について、広く一般の方々を対象にわかりやすく紹介することを予定しています。

については、上記事業の開催にあたり、事業効果を最大限に発揮できるよう、本事業の主旨に沿った企業等の出展者について、追加募集を行うものです。

なお、本事業は、昨年7月の開催を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期することとし、本年7月に改めて開催することを計画しているものです。昨年も同様に企業等の出展者の募集をいたしました。その募集結果及び本年改めての開催にあたっての当該募集企業等の意向を踏まえて実施するものです。

(参考)

*1 : Society 5.0 とは https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

*2 : Society 5.0 「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf

2. 事業概要

【開催日程】2021年7月15日（木）～2021年7月28日（水）（予定）

※出展ブースによる企業等の展示期間は、上記期間のうちの5日間を予定

【開催時間】10:00～18:00（予定）

【会 場】東京スカイツリータウン エリア

【主 催】内閣府

【入 場 料】無料

【入場目標】約25万人（うち外国人8万人）

※新型コロナウイルス感染症拡大前の試算。その後の正確な試算は難しいところであるが、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、可能な限り、当初目標の実現を目指すこととしている。

【追加募集数】最大 20 社程度（応募者多数の場合、抽選となる場合や展示場所のご要望に沿えない場合があります。）

【その他】

- ・事業に関する会場概要・展示仕様・特徴等は、別紙 1 を参照して下さい。
- ・必要に応じて、別紙 1 等の関連資料を更新することで、事業に関する最新の情報を提供していきますので、提案にあたっては次の URL から最新の情報を確認してください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20210125society5_0.html

- ・出展にあたって、国際的な情報発信を本事業の主眼の一つとしているから、記述物に関する使用言語は、最低限、日本語と英語の併記として頂きます。

3. 出展の申込み

(1) 出展申込み方法

別紙 2 「出展規定」を確認の上、別紙 3 「出展申込書」に必要事項を記入し、提出して下さい。

出展ブースを活用しない小規模展示やパネル展示、本事業実施にあたって活用可能と思われる技術協力その他のご提案については、下記の「4. 問い合わせ先」担当者まで、直接お問い合わせください。

(2) 出展申込書の提出先

以下により、持参、郵送又は電子メールにて提出して下さい。

- ① 持参・郵送：東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第 8 号館 6 階 611 扉
内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
社会システム基盤担当 平島・黒岩 宛て
- ② 電子メール：提出先メールアドレスについては、次の URL の内閣府共通意見等登録システムよりお問い合わせください。電子メールにより提出するファイル形式は原則として PDF とします。
内閣府共通意見等登録システム <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0430.html>

(3) 出展申込書の提出締め切り

- 一次締め切り：令和 3 年 2 月 5 日（金）
- 二次締め切り：令和 3 年 2 月 19 日（金）

※二次締め切りに関しては、申し込み状況に応じて、上記の締め切り日によらず、申し込みを締め切る場合や締め切りを延長する場合があります。提案にあたっては、内閣府ホームページに掲載される締め切り等に関する最新の情報を確認してください。

※ブースを活用しない小規模展示等については、上記の締め切り日によらず、随時受け付けます。詳細については、本件担当までお問い合わせください。

(4) 出展申込みの取り消し

出展申込者は原則として、出展申込みの取消しを行うことはできません。ただし、内閣府に対して、書面により出展申込の取消しを通知し、その承認を得た場合はこの限りではありません。この場合においては、理由の如何を問わず、出展申込者は、取消し承認までに発生した実費相当分を負担する責務が生じます。

(5) 出展申込み後の調整、審査結果の通知等

出展申込みの内容を審査し、出展内容が本事業の主旨に合致していない場合には、その旨を通知します。

出展内容が本事業の主旨に合致している場合には、会場における具体的な設置場所等についての調整を経たうえで、結果を通知します。

なお、応募者多数の場合は抽選で出展者を決定する場合があります。また、上記の審査及び調整の過程において、出展申込書の記載内容（出展内容、スペース、期間等）について、協議させて頂く場合があります。

4. 問い合わせ先

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付

社会システム基盤担当： 平島、黒岩 電話 03-6257-1335

内閣府共通意見等登録システム：<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0430.html>